

## 建築工事地質調査業務委託仕様書

本仕様書は、高砂市が委託する建築工事地質調査業務を行うにあたって必要な事項等を示したものであり、建築工事地質調査業務の執行は、本仕様書、地盤調査標準仕様書（文部科学省の技術的基準）による。

### I. 一般事項

#### (1) 業務の概要

「地質調査業務委託要領書」による。

#### (2) 業務の範囲

「地質調査業務委託要領書」による。

#### (3) 打合せ及び記録

原則として、下記の時期に打合せを行う。尚、打合せ事項を覚書（A4版）として提出すること。

- ① 契約直後
- ② 地盤調査業務着手時（実施計画書の確認、業務工程等の調整）
- ③ 関係官公署及び第三者との打合せ又は協議時
- ④ 地盤調査業務立会時
- ⑤ 地質調査結果判明時
- ⑥ 調査報告書作成時
- ⑦ 地質調査業務完了時
- ⑧ その他打合せを必要とするとき

打合せ事項は「打合せ覚書」（様式1）に記録し、業務完了後、原紙及び製本1部を提出する。尚「打合せ覚書」は委託者側担当係員（以下「担当員」という）の同意を得て様式1以外によることができる。

### II. 業務内容

#### (1) 機械ボーリング

- ① 機械ボーリングは、地盤工学会編の「地盤調査法」によるほか、地盤調査標準仕様書による。
- ② ボーリングの位置、方向、深度、孔径及び数量は「地質調査業務委託要領書」による。
- ③ 計画深度まで掘進を完了しても調査の目的を達しない場合、又は計画深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合は、速やかに担当員と協議する。

#### (2) 標準貫入試験

## 別紙 1 - 1

- ① 標準貫入試験は、J I S A 1 2 1 9によるほか、地盤調査標準仕様書による。
  - ② 試験位置は「地質調査業務要領書」による。
  - ③ 標準貫入試験は地盤面より 1 mの深さから 1 m毎に試験を行う。
- (3) 孔内水平載荷試験
- ① 孔内水平載荷試験は地盤工学会が定める「孔内水平載荷試験方法 (JGS1421)」によるほか、地盤調査標準仕様書による。
  - ② 試験を行う位置及び深さは、「地質調査委託業務要領書」による。
  - ③ ボーリング調査によって試験位置を変更又は追加する必要がある場合は、あらかじめ担当員と協議する。
- (4) サンプリング
- ① サンプリングの位置及び数量等は「地質調査委託業務要領書」による。尚、採取時は原則として担当員の立会いを受けて行う。
  - ② 粘性土、シルト及びこれらに準じる土の乱さない試料の採取は、次による。  
 N値 4 以下            固定式ピストン式シンウォールサンプラー  
 N値 4 ~ 2 0 以下    デニソン型サンプラー (二重管式又は三重管式)
  - ③ 砂及び砂質土の乱さない試料の採取は、次による。  
 現場条件が良く、かつ比較的浅い地層の場合は、ブロックサンプリングによるものとし、それ以外はデニソン型サンプラー (二重管式又は三重管式) を標準とする。
  - ④ 乱した試料の採取は、原則として、標準貫入試験によって得られたものとする。
  - ⑤ 採取した試料は、含水量が変わらないように密封し、速やかに試験所に運搬する。
- (5) 室内土質試験
- ① 土質試験の区分及び試験方法は、次表によるものとし、○印と●印のある項目については、●印を適用する。また、数量は「地質調査委託業務要領書」による。

表 土質試験の区分及び試験方法

区分	試験項目	試験方法
物理試験	●土粒子の密度試験	JIS A1202
	●土の含水比試験	JIS A1203
	●土の粒度試験	JIS A1204
	○土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205
	○湿潤密度試験	JGS 0191
力学試験	○土の一軸圧縮試験	JIS A1216
	○土の圧密試験	JIS A1217, JGS 0411 JGS 0412

	○土の透水試験	JIS A1218
力学試験	○直接せん断試験	JGS 0560, JGS 0561
	○三軸圧縮試験	JGS 0521, JGS 0522 JGS 0523, JGS 0524
動的試験	○振動三軸試験	JGS 0541, JGS 0542
	○中空ねじりせん断試験	JGS 0543

- ② 土質試験を行う試験所は、JIS又はJGSに規定する試験が適切に実施できる設備及び技術者を備え、かつ採取した試料を良好に保管できる設備を有する施設とし、あらかじめ担当員に所在地、技術者名簿及び試験実績等の資料を提出して承諾を受ける。

### III. 報告書の作成

報告書を作成するにあたっては、次に定めるところにより、その成果の取りまとめを行う。尚、報告書等で引用した公式、基準等の出典先、頁数を明記すること。

(1) 既存資料の収集・現地調査

- ① 関係文献、既存資料の収集と検討
- ② 調査地周辺の現地調査

(2) 資料整理とりまとめ

- ① 各種計測結果の評価及び考察
- ② 異常データのチェック
- ③ 資料の観察
- ④ ボーリング柱状図の作成

(3) 断面図等の作成

- ① 地層及び土性の工学的判定
- ② 土質又は地質断面図等の作成。断面図は着色するものとする。

(4) 総合解析取りまとめ

- ① 調査地周辺の地形・地質の検討
- ② 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- ③ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- ④ 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
- ⑤ 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
- ⑥ 設計・施工上の留意点の検討（特に、切り土や盛土を行う場合の留意点の検討）

(5) その他

担当員により特に指示された項目

## 別紙 1 - 1

### IV. 提出図書

#### (1) 事務手続書類

(契約時)

委託業務着手届、会社経歴書、地質調査業務担当者届、地質調査業務協力事務所承諾願、業務計画書、計画日程表、内訳明細書等担当員の求める書類を速やかに提出すること。

(業務完了時)

委託業務完了届、委託業務成果品（別紙提出図書一覧参照）、納品書、請求書

### V. 成果品

- (1) 本委託業務に伴う成果品は別紙提出図書一覧による。
- (2) 受託者は、仕様書に規定がある場合又は担当員が指示し、これに同意した場合は、履行期間中においても、成果品の部分引渡しを行わなくてはならない。
- (3) 引渡し前における成果品の全部又は一部の使用を当市が求めた場合には、使用同意書を提出するものとする。

### VI. 検査

- (1) 受託者は、地質調査業務が完了したとき、部分払いを請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、検査を受ける場合には、あらかじめ成果品を整備し担当員の確認を受け、成果品の全てを写真撮影の上、納品書に添付すること。

### VII. その他留意事項

- (1) 調査方法については、事前に担当員と十分な協議を行うこと。
- (2) 調査箇所及び数量等の増減、変更等が生じた場合は、原則として、委託業務内容の範囲内で変更、調整を行うこと。大幅な数量等の増減が生じる場合は、速やかに担当員と協議し、設計変更等の対応を行うものとする。その場合の単価については、当市の設計単価に落札率を乗じた単価にて増減を行うものとする。
- (3) 調査の実施にあたっては、適用を受ける関連法令等を遵守し、災害及び公害の防止に努めること。災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を書面にまとめた上で、担当員に報告すること。
- (4) 調査上の問題点、その他疑問の生じた点については、その都度担当員と協議を行うこと。
- (5) 報告書等の所有権は、全て当市に帰属するものとし、当市の承諾を得ないで使用、貸与又は公表してはならない。
- (6) 受託者が行う関係官公署その他への届出、手続き等は、速やかに行うとともに、届出内容等を担当員に報告すること。

## 別紙 1 - 1

### 別紙提出図書一覧

●地質調査業務に伴う提出図書一覧				
提出図書	サイズ	部数	提出形式	適 要
地質調査報告書（原稿）	A 4	1 部	ファイル※	電子データ（CD-ROM）共
地質調査報告書（製本）	A 4	3 部	硬質紙 ファイル綴じ	表紙、背表紙文字入れ共 現地調査結果、記録写真、土質柱状図、推定地層断面図、業務内容の検討結果等を記載する。
資料標本箱	—	1 部	標本箱	調査箇所毎に作成し、地層毎に標本ビンに整理すること。
打合せ覚書	A 4	2 部	ファイル※	Word 形式 電子データ（CD-ROM）共

※電子データについては以下の基準に従い調査資料を整理し、CD-ROM に収めること。

官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）（平成 14 年 11 月改訂版）

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

- ・土木設計業務等の電子納品要領（案）
- ・デジタル写真管理情報基準（案）
- ・地質調査資料整理要領（案）

※ファイルとは背巾伸縮ファイルにて整理し、提出することを示す。